

第2回さいたま市犯罪被害者等支援条例(仮称)制定懇話会

次 第

日 時：令和2年8月7日（金）

午後1時30分から

場 所：さいたま市役所

2階特別会議室

1 開 会

2 あいさつ（市民生活部長）

3 議 題

（1）第1回懇話会のご意見に対する回答について

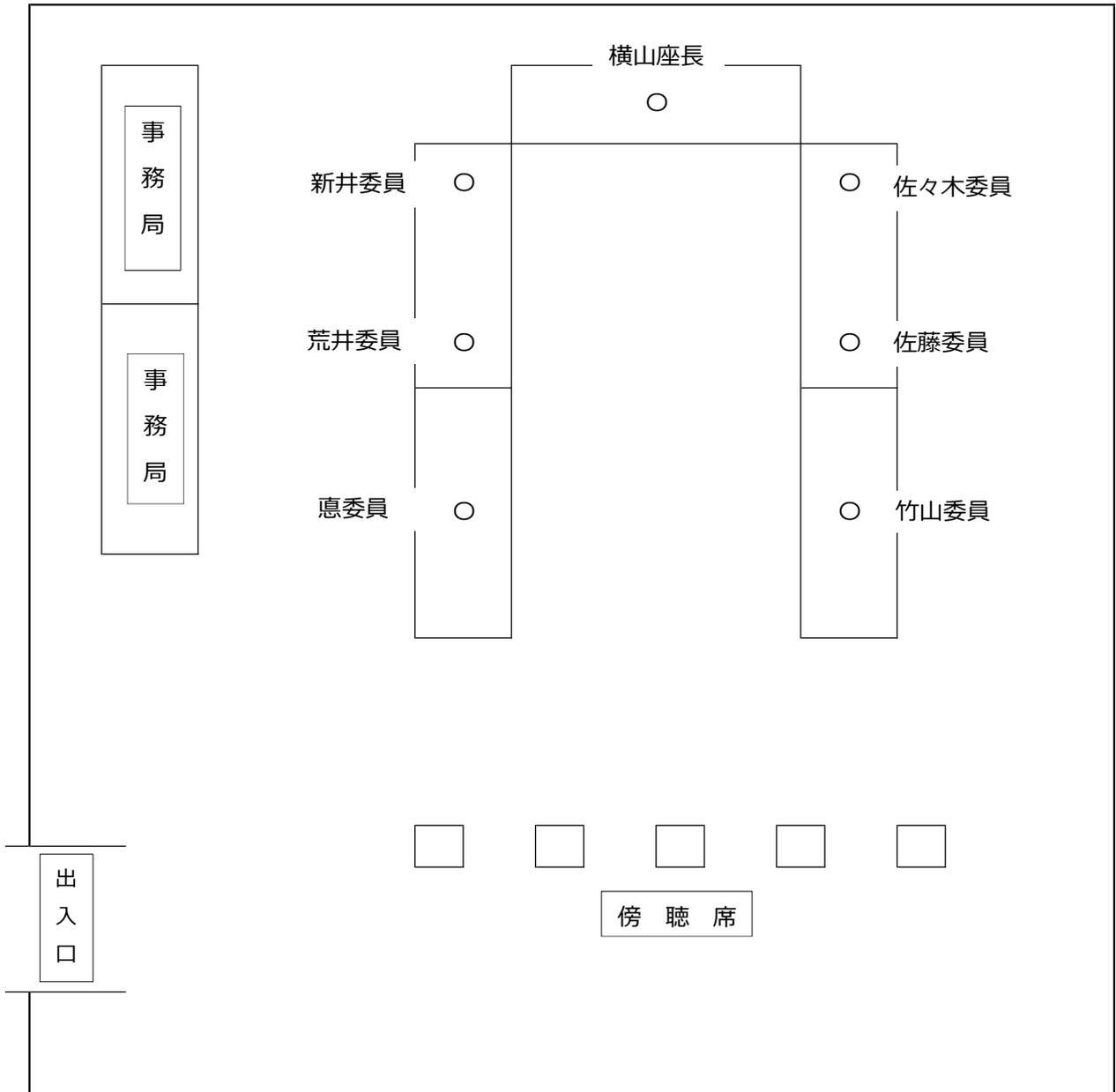
（2）さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）の制定について

4 そ の 他

5 閉 会

第2回さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）制定懇話会 席次

令和2年8月7日（金）13時30分～15時30分 さいたま市役所 2階特別会議室



(1) 第1回懇話会のご意見に対する回答

①客観的に被害事実を確認する方法

要綱の様式を定めているところは、それを提出することで、文書又は電話等で回答ももらっています。また、要綱の様式等がない場合、電話照会により被害届の有無を確認しているが、客観的な確認としてはいずれも被害届の提出の有無としているため、警察へ被害の届出がないと支援の対象とはしていません。

②市内居住者が国外・県外で犯罪被害に遭った場合の対応

県外で犯罪被害に遭った場合は、市内と同様に客観的な事実の認定はできますが、国外の場合、犯罪被害に遭った事実を客観的に認定することが、困難であることから支給対象から外す方向で検討しています。

③市外居住者への情報提供について

警察や県援助センターから市外居住者の犯罪被害者に関する情報が入ることはあるが、積極的な情報収集は行っていない。

情報があれば、他市町村等の行政への連絡は県援助センターから各市町村の総合的対応窓口等に連絡はしている。

電話や窓口等に訪れた場合も簡単な相談やわかる範囲での情報提供は行っている。

④総合的対応窓口への専門職員の設置について

現在、専門職員の配置に向けて調整しています。

⑤専門的な窓口を区役所に設置することについて

各区役所に専門職員を配置することは、人事の配置及び管理・監督の面から現況では配置できませんが、当課配属の専門職員を区役所に派遣し、対応することも考えられますが、現況では厳しく、本庁のみの対応を考えております。

⑥税金の支払いに関する猶予について

税金の支払いに関して、個々の事情で対応方法が異なるので、条例や要綱で統一した見解を示すことは極めて困難ですが、市税対象の案件がある場合、税務部局と相談員が連携し対応する方向で調整します。

⑦条例・要綱の見直しについて

条例を頻繁に改正することなく運用できるよう、犯罪被害者等の支援に関する基本理念、市・市民等及び事業者の責務、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めます。要綱で、日常生活支援等の詳細な事項を定めることにより、新たな支援策の追加など、その他必要な事項は市民局長が別に定める方向で検討しており、弾力的な運用ができることから、明確な年数の表示はしない方向で考えています。

⑧生活保護受給者の場合の支援について

見舞金・保険適用外の医療費（差額ベッド代・カウンセリグ料）・一時避難費用（ホテル代など）・転居費用・家賃補助・教育費用などの支援については、償還払いを前提条件として、収入認定除外を適用できる方向で所管課と調整を進めています。

⑨緊急一時避難や転居について

一時避難が可能な住居を確保するためには、早急に入居できる体制の整備や費用負担などの課題もあり、ホテル等の一時滞在費用の一部を助成する支援策の方向で検討します。

⑩市営住宅の空家情報の提供について

早急に市営住宅の空家情報が入手できるよう所管課と調整します。

⑪カウンセリング費用の上限金額の導入について

本市では、長期的な支援策として、カウンセリング費用の助成を考えていますが、犯罪被害者にとってどちらの用途が有効なものであるかも含めてさらに検討します。

犯罪被害者等支援条例比較表

	さいたま市（たたき台）	大阪市	横浜市	名古屋市	神戸市
目的	<p>(目的)</p> <p>この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、さいたま市（以下「市」という。）、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、基本理念を定め、並びに横浜市（以下「市」という。）、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、及び犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益を保護し、もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、及び市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援していくための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を総合的に推進し、及び犯罪被害者等の心に寄り添い、これを支える社会意識の形成を図り、もって市民が安全に安心して住み続けることができる互いに支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
定義	<p>(定義)</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。</p> <p>(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族をいう。</p> <p>(3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。</p> <p>(4) 関係機関等 国、埼玉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。</p> <p>(5) 市民等 市内に住所を有する者、勤務する者、在学する者又は市内で市民活動を行う団体をいう。</p> <p>(6) 事業者 市内において事業活動を行う事業者及び犯罪被害者等を雇用する者をいう。</p> <p>(7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。</p> <p>(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。</p> <p>(3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。</p> <p>(4) 関係機関等 国、大阪府、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。</p> <p>(5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、日常生活及び社会生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。</p> <p>(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者をいう。</p> <p>(3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。</p> <p>(4) 関係機関等 国、神奈川県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。</p> <p>(5) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。</p> <p>(6) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。</p> <p>(7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。</p> <p>(8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。</p> <p>(2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。</p> <p>(3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。</p> <p>(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。</p> <p>(3) 関係機関等 国、県、警察その他の関係機関、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体その他犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。</p> <p>(4) 事業者 次に掲げる者その他の事業を行う者をいう。 ア 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（次号において「報道機関」という。） イ 犯罪被害者等を雇用する者</p> <p>(5) 二次的被害 犯罪等により直接害を被るもののほか、次に掲げる事由その他の事情により犯罪被害者等が正当な理由なく被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関する二次的な害をいう。 ア うわさを立てられること。 イ 人々から中傷されること。 ウ 報道機関から取材を受けること。 エ 報道されること。 オ 転居を余儀なくされること。</p>

犯罪被害者等支援条例比較表

	さいたま市（たたき台）	大阪市	横浜市	名古屋市	神戸市
基本理念	<p>(基本理念)</p> <p>犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。</p> <p>2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるものとする。</p> <p>3 犯罪被害者等の支援は、平穏な生活を再び営むことができるよう必要な支援を途切れなく行うとともに、二次被害の防止に配慮するものとする。</p> <p>4 犯罪被害者等の支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 本市における犯罪被害者等の支援は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）のっとり、推進されなければならない。</p> <p>(1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われるべきものであること</p> <p>(2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるべきものであること</p> <p>(3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく行われるべきものであること</p> <p>(4) 犯罪被害者等の支援は、本市、関係機関等、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されるべきものであること</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられるよう、配慮して行われるものとする。</p> <p>2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、とぎれることなく行われるものとする。</p> <p>3 市、関係機関等、市民等及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害しないようにするとともに、二次被害及び再被害の防止に配慮するものとする。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。</p> <p>3 市、市民、事業者及び関係機関は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することとならないようにするとともに、二次的被害の防止に最大限の配慮をしなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の被る心身の苦痛、生活上の不利益その他の害の軽減及び回復に資するものであって、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われること。</p> <p>(2) 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われること。</p> <p>(3) 市、市民、事業者及び関係機関等が、災害、犯罪及び事故から得た教訓並びにこれらの被災者又は被害者への支援活動から得た経験及び知識を生かし、相互に連携し、及び協力して推進すること</p>
本市の責務	<p>(市の責務)</p> <p>市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等のための施策を策定し、及び実施するものとする。また、その施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、協力するものとする。</p>	<p>(本市の責務)</p> <p>第4条 本市は、基本理念ののっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援並びに支援を行う人材の確保及び育成を図るため、必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。</p> <p>2 市は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し及び協力しなければならない。</p>	<p>(市の責務及び支援)</p> <p>第4条 市は、基本理念ののっとり、関係機関等と連携し、第1条の目的を確実に達成するため、次に掲げる施策を実施しなければならない。</p> <p>(1) 犯罪等の被害（二次的被害を含む。以下この条及び第8条において同じ。）による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、一時的な生活資金の支給その他の必要な支援を行うこと。</p> <p>(2) 犯罪等の被害により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的な住居の提供その他の必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 犯罪被害者等のうち犯罪等の被害によりその心身に悪影響を受けるおそれがある子どもに対し、学習の支援その他の必要な支援を行うこと。</p> <p>(4) 犯罪被害者等の雇用の安定及び確保を図るため、必要な支援を行うこと。</p> <p>2 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、各種行政手続等において窓口の一元化を図るなどプライバシーの保護に努めるとともに、二次的被害が生じることのないよう犯罪被害者等の個人情報の適正な取扱いに最大限配慮しなければならない。</p> <p>3 第1項各号に掲げる施策を受けるための要件、手続その他必要な事項は、市長が別に定める。</p>
市民の責務	<p>(市民等の責務)</p> <p>市民等は、基本理念ののっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性等についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとする。また、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、基本理念ののっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(市民等の責務)</p> <p>第5条 市民等は、基本理念ののっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるとともに、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、基本理念ののっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の心情を尊重し、地域社会で孤立させないように努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、基本理念ののっとり、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性についての理解を深めるとともに、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。</p>

犯罪被害者等支援条例比較表

	さいたま市（たたき台）	大阪市	横浜市	名古屋市	神戸市
事業者の責務	<p>（事業者の責務）</p> <p>事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の就労及び勤務、その被害に係わる刑事等に関する手続きに適切に関与することができるように、必要な各種手続等について十分に配慮するように努めるものとする。</p>	<p>（事業者の責務）</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を支援することの必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者が犯罪被害者等になったときは、当該犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その勤務に十分な配慮をするよう努めなければならない。</p>	<p>（事業者の責務）</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害に関し事業者に求められる各種手続等についても十分に配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>（事業者の責務）</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるように、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>（事業者の責務）</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解及び犯罪被害者等を支援することの重要性についての理解を深めるとともに、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるように、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。</p>
被害発生初期段階における支援	—	<p>（被害発生初期段階における支援）</p> <p>第7条 本市は、次条第2項の規定により設置した窓口において、重大な犯罪等の被害を受けた犯罪被害者等に関する事項で市長が定めるものの連絡を受けたとは、当該犯罪被害者等に対し、当該被害からの早期の回復を図るため、速やかに本市が実施する犯罪被害者等支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。</p>	—	—	—
相談及び情報の提供等	<p>（相談及び情報の提供等）</p> <p>市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により被害に遭ったことにより直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。</p> <p>2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談や必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。</p>	<p>（相談及び情報の提供等）</p> <p>第8条 本市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。</p> <p>2 本市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。</p>	<p>（相談、情報の提供等）</p> <p>第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により被害に遭ったことにより直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。</p>	<p>（相談及び情報の提供等）</p> <p>第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、関係機関との連絡調整を図るとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。</p> <p>2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行うための窓口を設置するとともに、当該窓口から支援を行う者を置くものとする。</p>	<p>（相談及び情報の提供等）</p> <p>第7条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。</p> <p>2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う窓口を設置するものとする。</p>

犯罪被害者等支援条例比較表

	さいたま市（たたき台）	大阪市	横浜市	名古屋市	神戸市
見舞金の支給及び日常生活の支援	<p>（見舞金の支給及び日常生活等の支援）</p> <p>市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。</p> <p>(1) 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給を行うこと。</p> <p>(2) 犯罪等の被害により日常生活を営むことが困難となった場合に、日常の家事に係る支援その他必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 犯罪等により受けた精神的被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう必要な支援を行うこと。</p> <p>(4) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった場合に、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。</p> <p>(5) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置その他必要な施策を行うこと。</p>	<p>（見舞金の支給及び日常生活の支援）</p> <p>第9条 本市は、犯罪被害者等が重大な犯罪等により受けた精神的又は身体的な苦痛を慰藉するため、当該犯罪等の被害を受けた犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、見舞金の支給を行うものとする。</p> <p>2 本市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、日常の家事に係る支援その他必要な支援を行うものとする。</p>	<p>（日常生活等の支援）</p> <p>第9条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。</p> <p>(1) 犯罪等の被害により日常生活を営むための家事等の支援を要する場合に、適切なサービスが提供されるよう必要な支援を行うこと。</p> <p>(2) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった場合に、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金の助成その他必要な支援を行うこと。</p> <p>(4) 犯罪等により受けた精神的被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう必要な支援を行うこと。</p> <p>(5) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を増進するための措置その他必要な支援を行うこと。</p>	<p>（経済的負担の軽減等）</p> <p>第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 市は、犯罪等の被害を受けたことにより日常生活を営むことが困難な犯罪被害者等に対して、家事等を行う者の派遣等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>3 市は、犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供等必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>（市の責務及び支援）※再掲</p> <p>第4条 市は、基本理念にのっとり、関係機関等と連携し、第1条の目的を確実に達成するため、次に掲げる施策を実施しなければならない。</p> <p>(1) 犯罪等の被害（二次的被害を含む。以下この条及び第8条において同じ。）による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、一時的な生活資金の支給その他の必要な支援を行うこと。</p> <p>(2) 犯罪等の被害により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的な住居の提供その他の必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 犯罪被害者等のうち犯罪等の被害によりその心身に悪影響を受けるおそれがある子どもに対し、学習の支援その他の必要な支援を行うこと。</p> <p>(4) 犯罪被害者等の雇用の安定及び確保を図るため、必要な支援を行うこと。</p> <p>2 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、各種行政手続等において窓口の一元化を図るなどプライバシーの保護に努めるとともに、二次的被害が生じることのないよう犯罪被害者等の個人情報の適正な取扱いに最大限配慮しなければならない。</p> <p>3 第1項各号に掲げる施策を受けるための要件、手続その他必要な事項は、市長が別に定める。</p>
心理的外傷からの回復に向けた支援	—	<p>（心理的外傷からの回復に向けた支援）</p> <p>第10条 本市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた心理的外傷から早期に回復することができるようにするため、心理的外傷を受けた犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、医療費の助成その他必要な支援を行うものとする。</p>	—	—	<p>（精神的被害からの回復に向けた支援）</p> <p>第8条 市は、犯罪等の被害を受けたことにより発生した精神的被害から犯罪被害者等が早期に回復し日常生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等と連携し、及び必要な施策を行うものとする。</p>
居住の安定に向けた支援	—	<p>（居住の安定に向けた支援）</p> <p>第11条 本市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、当該犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）第2条第1号に規定する市営住宅への入居における優先的な選考その他必要な支援を行うものとする。</p>	—	—	—
雇用の安定に向けた施策	—	<p>（雇用の安定に向けた施策）</p> <p>第12条 本市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪等により就業が困難となった犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	—	—	—

犯罪被害者等支援条例比較表

	さいたま市（たたき台）	大阪市	横浜市	名古屋市	神戸市
市民及び事業者の理解の増進	<p>（市民等及び事業者への啓発活動等）</p> <p>市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の可能性その他の犯罪被害者等に対する支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>（市民及び事業者の理解の増進）</p> <p>第13条 本市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の可能性その他の犯罪被害者等に対する支援の必要性について市民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>（市民等への啓発活動等）</p> <p>第14条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（広報及び啓発）</p> <p>第10条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次被害の発生防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。</p>	<p>（広報及び啓発）</p> <p>第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の発生防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。</p> <p>2 市は、神戸市民の安全の推進に関する条例（平成10年1月条例第49号）第13条に規定する安全で安心なコミュニティ、民間支援団体等及び関係機関等と連携して、自他の人命、人々が共に生きる絆及び規範意識の大切さに関する啓発を行い、防犯に関する知識を普及させ、及び犯罪被害者等の支援活動に携わる人材を育成するよう努めるものとする。</p>
人材の育成	<p>（人材の育成）</p> <p>市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>（人材の育成）</p> <p>第14条 本市は、地域社会における犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>（人材の育成）</p> <p>第12条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材の育成に関する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（人材の育成）</p> <p>第11条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。</p>	—
民間支援団体への支援	<p>（民間支援団体への支援）</p> <p>市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し情報の提供その他必要な支援を行うものとする。</p>	<p>（民間支援団体への支援）</p> <p>第15条 本市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、本市が実施する犯罪被害者等支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。</p>	<p>（民間支援団体への支援）</p> <p>第13条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。</p>	—	<p>（民間支援団体等に対する支援）</p> <p>第9条 市は、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を生かし活動を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者（次条において「民間支援団体等」という。）に対して、その活動の促進を図るため、必要な支援を行うものとする。</p>
意見の反映	<p>（意見の反映）</p> <p>市は、市が実施する犯罪被害者等支援施策について、犯罪被害者等有識者及び市民からの意見を反映するよう努めるものとする。</p>	<p>（意見の反映）</p> <p>第16条 本市は、本市が実施する犯罪被害者等支援施策について、犯罪被害者等、有識者及び市民からの意見を反映するよう努めるものとする。</p>	—	<p>（意見の反映）</p> <p>第12条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者その他市民からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。</p>	—
支援の制限	<p>（支援の制限）</p> <p>市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切ではないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。</p>	<p>（支援の制限）</p> <p>第17条 本市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。</p>	<p>（支援を行わないことができる場合）</p> <p>第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。</p>	<p>（支援を行わないことができる場合）</p> <p>第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。</p>	<p>（犯罪被害者等の支援を行わない場合）</p> <p>第11条 市は、次に掲げる場合には、犯罪被害者等の支援を行わないものとする。</p> <p>（1）犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合</p> <p>（2）前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められる場合</p>

犯罪被害者等支援条例比較表

	さいたま市（たたき台）	大阪市	横浜市	名古屋市	神戸市
施行の細目	-	(施行の細目) 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。	-	-	-
総合的対応窓口の設置	-	-	(総合支援窓口の設置) 第7条 市は、この条例に規定する支援を総合的に実施するための窓口を設置し、必要な職見を有する職員を置くものとする。	-	-
市内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援	-	-	(市内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援) 第10条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被った場合には、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、第8条に規定する支援を行うものとする。	-	-
総合的支援体制の整備	-	-	(総合的支援体制の整備) 第11条 市は、関係機関等と連携し、及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備するものとする。	-	-
委任	(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	-	(委任) 第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	(委任) 第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	-

犯罪被害者等支援対象者比較表

	大阪市	横浜市	名古屋市	神戸市	札幌市
対象者					
見舞金、支援金	○遺族見舞金 犯罪等により死亡した市民の遺族 ○重傷病見舞金（以下のどちらか） 診断により1ヶ月以上（過失は3ヶ月以上）の療養、かつ3日以上入院 1ヶ月以上の療養、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度である精神疾患を負った被害者 ○性犯罪被害見舞金 性犯罪の被害に遭った市民	○遺族見舞金 犯罪被害者である市民の遺族配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 ○重傷病見舞金 犯罪により重傷病を負った犯罪被害者で犯罪発生時に市民のもの 被害者の配偶者、被害者の二親等以内の親族 ○性犯罪被害者見舞金 性犯罪被害者で発生時に市民であった者	○死亡 犯罪行為が行われたときに市内に住所を有する者の、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 ○重傷病等 犯罪行為により重傷病等を受けた者で、当該犯罪行為が行われたときに市内に住所を有する者。	○遺族支援金 死亡した犯罪被害者である市民の遺族で、配偶者又は子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 ○重傷病支援金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者で、当該犯罪発生時に市民であった者。	○遺族支援金 配偶者等及び犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 ○重傷病支援金 犯罪行為で重傷病を負った者 ○性犯罪被害見舞金 性犯罪を受けた者
カウンセリング料	○以下(1)又は(2)に該当する遺族 (1)犯罪等により死亡した市民の配偶者 (2)犯罪等により死亡した市民及びその配偶者の二親等以内の親族 ○以下(3)又は(4)の被害を受けた者及び被害を受けた者の親族 (3)犯罪等による傷害若しくは疫病（1か月以上、過失の犯罪は3か月以上）または、性犯罪、逮捕若しくは監禁又は略取若しくは誘拐に係る犯罪等による被害 (4)危険運転致死罪その他交通事故による死亡または全治3か月以上の傷害	委託事業として実施	○犯罪行為が行われたときに市内に住所を有している被害者の配偶者及び二親等以内の血族 ○犯罪被害を受けた者の配偶者及び犯罪被害を受けた者の二親等以内の血族	—	○犯罪被害者の遺族 ○犯罪行為により重傷病を負った者若しくは性犯罪を受けた者又はこれらの者の家族
差額ベット代	—	—	—	—	—
転居費用	○犯罪等により死亡した市民の配偶者 ○犯罪等により死亡した市民及びその配偶者の二親等以内の親族 ○以下(1)及び(2)の被害を受けた者及び被害を受けた者 (1)犯罪等による傷害若しくは疫病または、性犯罪、逮捕若しくは監禁又は略取若しくは誘拐に係る犯罪等による被害 (2)危険運転致死罪その他交通事故による死亡または全治3か月以上の傷害	○死亡した犯罪被害者である遺族で犯罪の発生時に同居していたもの ○犯罪により重傷病を負った犯罪被害者で、当該犯罪発生時に市民であったもの ○放火によって住居が滅失又は著しく損壊したため居住することができなくなったもので、死亡や重傷病に該当せず市民だったもの。 ○その他市長が必要と認める者。	—	○従前の住居又はその付近で犯罪行為が行われたために精神的に住居に居住し続けることが困難となった者 ○住居が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者 ○二次的被害を受けた者 ○緊急転居費の助成後に転居先で二次的被害により再び転居が必要になった者 ○以下のどれかに該当する者 (1)死亡した犯罪被害者の遺族 (2)被害者の遺族であり同居していた者 (3)重傷病を負った犯罪被害者	○死亡した犯罪被害者と同居していた遺族 ○犯罪行為により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者 ○市長が必要と認める者
家賃補助	—	—	—	同上	○犯罪行為により死亡した犯罪被害者と同居していた遺族 ○犯罪行為により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者 ○市長が必要と認める者
一時避難費	—	—	—	○死亡した犯罪被害者である市民の遺族で犯罪発生時に同居していたもの ○重傷病を負った犯罪被害者である市民 ○重傷病を負った犯罪被害者である市民の配偶者又は扶養義務者であり、犯罪発生時に同居し助成に係る期間において同居しているもの。	—
ホームヘルプ費用	—	○遺族配偶者及び二親等以内の遺族で、助成の申請を行う段階で市民の者 ○犯罪で重傷病等を受けた者又は性犯罪被害を受けた者で申請段階で市民のもの。 ○犯罪により重傷病等を受けた者又は性犯罪被害を受けた者の配偶者及び二親等以内の親族で申請段階で市民の者	○市内に住所を有するもので、死亡した者の配偶者及び死亡した者の二親等以内の血族 ○重傷病等を受けた者で、犯罪行為が行われた時及びホームヘルプサービスの実施時に市内に住所を有する者。 ○重傷病等を受けた時に市内に住所を有する者で犯罪行為を受けた者の配偶者及び二親等以内の血族	○犯罪被害者である市民の遺族で犯罪発生時に被害者と同居していた者 ○重傷病を負った犯罪被害者である市民 ○重傷病を負った犯罪被害者である市民の配偶者	○犯罪被害者の遺族 ○犯罪行為により重傷病を負った者若しくは性犯罪を受けた者又はこれらの者の家族
一時保育費用	同上	○遺族の配偶者及び二親等以内の遺族で、助成の申請を行う段階で市民の者 ○犯罪被害者の就学前の子を監護する者	—	○死亡した犯罪被害者である市民の遺族で犯罪発生時に同居していたもの ○重傷病を負った犯罪被害者である市民 ○重傷病を負った犯罪被害者である市民の配偶者又は扶養義務者であり、犯罪発生時に同居し助成に係る期間において同居しているもの。	○犯罪被害者の遺族 ○犯罪行為により重傷病を負った者若しくは性犯罪を受けた者又はこれらの者の家族
教育関係費	—	—	—	○死亡した犯罪被害者である市民の遺族で犯罪発生時に同居していたもの ○重傷病を負った犯罪被害者である市民 ○重傷病を負った犯罪被害者である市民の配偶者又は扶養義務者であり、犯罪発生時に同居し助成に係る期間において同居しているもの。 ○犯罪被害者の学齢期の就学中の子を監護する者	—

犯罪被害者等支援対象要件比較表

	大阪市	横浜市	名古屋市	神戸市	札幌市
対象要件など					
見舞金・支援金	○被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されている者に限る。 ○過失犯については、被害に対して公的な補償が受けられない場合。	○被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る ○平成30年12月25日以降に発生した犯罪被害を対象。	○犯罪被害が客観的に確認できること ○支援金の申請日から6か月以内に支出することとなると認められる費用の額を控除した額が200万円に満たない者であること。 ○犯罪被害が自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の保険金支払い対象にならないこと。	特段の記載なし	○犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
カウンセリング料	○被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されている者に限る ○申請時点で市民である遺族 ○被害者で、犯罪時及び申請時において市民であること ○被害者(市民)の親族であって、申請時において市民であること	委託事業として実施	○犯罪被害が客観的に確認できること。 ○自立支援医療(精神通院医療)等、他の制度によって医療費の自己負担分の減額又は免除を受けていないこと。	—	○公認心理士、臨床心理士その他これらと同等の資格を有するカウンセラーにより行われたもの ○医療機関で医師による診療を受けているときはカウンセリングの利用許可を得なければならない。 ○犯罪行為が客観的に確認できること ○心理的外傷その他深刻な精神的不調が、犯罪行為に起因して生じていること ○医療機関又はカウンセリング事業所等でカウンセリングを受ける時において市民であること。
差額ベット代	—	—	—	—	—
転居費用	○警察への照会等により犯罪等の被害が客観的に確認できるもの ○従前の住居又はその付近において当該犯罪が行われたために精神的に当該住居に居住することが困難となった場合 ○二次被害又は再被害を受けた場合又は受ける恐れがある場合 ○犯罪等の被害により収入が減少するなど生計維持が困難となった場合	○従前の住居又はその付近において当該犯罪が行われたために精神的に当該住居に居住することが困難となった場合 ○犯罪により住居が滅失又は著しく損壊したために精神的に当該住居に居住し続けるのが困難となった場合。 ○二次被害又は再被害を受けた場合又は受ける恐れがある場合 ○転居の助成を受けた後に転居先で二次被害又は再被害を受ける恐れがある場合 ○平成30年12月25日以降に発生した犯罪被害を対象。	—	同上	○犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること ○従前の住居又はその付近において犯罪行為が行われたことその他の犯罪行為により従前の住居に居住し続けることが困難な事情があったと認められること
家賃補助	—	—	—	同上	○犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること ○従前の住居又はその付近で犯罪行為が行われたことその他の犯罪行為により従前の住居に居住し続けることが困難な事情があったと認められることにより、従前の住居から転居したこと ○従前の住居が、居住するために借り受け、家賃の支払いが必要となる物件ではなかったこと。 ○新たな住居が親族等が所有する物件ではないこと。 ○新たな住居が本市の区域内に所在するものであること。
一時避難費	—	—	—	同上	—
ホームヘルプ費用	—	○警察への照会等で客観的に確認できること ○平成30年12月25日以降に発生した犯罪被害を対象。	○犯罪被害が警察への照会等に確認できること	同上	○犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。 ○犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害者等が家事又は介護等を行うことに支障が生じていること ○家事又は介護等に関するサービスを利用する時において市民であること。
一時保育費用	○犯罪等の被害が警察への照会等により客観的に確認できるもの	○児童福祉法施行規則第36条の33に規定された届出を行っている保護施設又は事業所を利用した場合に限る。 ○平成30年12月25日以降に発生した犯罪被害を対象。	—	同上	○犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること ○犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害者等がその監護している小学校就学の始期に達するまでの者を家庭において保育することに支障が生じていること ○一時保育を利用する時において市民であること
教育関係費	—	—	—	同上	—

犯罪被害者等支援支給対象外比較表

	大阪市	横浜市	名古屋市	神戸市	札幌市
支給対象外					
見舞金・支援金	<ul style="list-style-type: none"> ○加害者との間に親族関係がある場合。 ○責めに帰すべき行為がある場合 ○暴力団密接関係者の場合 ○犯罪を容認、見舞金を支給することが社会通念上適切でない場合 ○自動車損害賠償保障法その他の法令による給付等が支払われる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪を誘発した場合 ○暴力団員等である ○社会通念上適切でないと思われる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害を受けた者又は、配偶者や血族などの第1順位遺族と加害者に親族関係があり、犯罪行為が行われていた時に同居していた場合。 ○責めに帰すべき行為があった場合。 ○暴力団員であった場合。 ○社会通念上適切でないと思われる場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係があるとき ○責めに帰すべき行為があった場合 ○住民基本台帳法により記録されていないものであって、神戸市で受ける生活資金と同種の生活資金を受けられるとき ○市長が認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者又は支援金等の支給を受ける者と加害者の愛人に親族関係があったとき。 ○責めに帰すべき行為があったとき ○暴力団員及び暴力団密接関係者 ○社会通念上適切でないと思われる場合
カウンセリング料	<ul style="list-style-type: none"> ○加害者との間に親族関係がある場合。 ○責めに帰すべき行為がある場合 ○暴力団密接関係者の場合 ○犯罪を容認、見舞金を支給することが社会通念上適切でない場合 	委託事業として実施	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者又は遺族と、加害者との間に親族関係があり、同居していたとき。 ○被害者又は遺族が暴力団員であったとき ○支援金を給付することが社会通念上適切でないと思われるとき ○自立支援医療等、他の制度によって医療費の減免を受けているとき 	—	同上
差額ベット代	—	—	—	—	—
転居費用	同上	<ul style="list-style-type: none"> ○過失による被害を除く ○責めに帰すべき行為があった場合 ○過失による被害で被害者に重大な過失があった場合 ○暴力団員等であった場合 ○社会通念上適切でないと思われる場合 	—	同上	同上
家賃補助	—	—	—	同上	同上
一時避難費	—	—	—	同上	—
ホームヘルプ費用	—	<ul style="list-style-type: none"> ○責めに帰すべき行為があった場合 ○過失による被害で被害者に重大な過失があった場合 ○暴力団員等であった場合 ○社会通念上適切でないと思われる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害を受けた者と加害者との間に親族関係があり同居していた場合。 ○責めに帰すべき行為があった場合 ○暴力団員であった場合 ○社会通念上適切でないと思われる場合 	同上	同上
一時保育費用	同上	同上	—	同上	同上
教育関係費	—	—	—	同上	—

犯罪被害者等支援金額比較表

	大阪市	横浜市	名古屋市	神戸市	札幌市
金額					
見舞金	○遺族見舞金 300,000円 ○重傷病見舞金 100,000円 ○性犯罪被害見舞金 100,000円	○遺族見舞金 300,000円 ○重傷病見舞金 100,000円 ○性犯罪被害見舞金 50,000円	○死亡 300,000円 ○重傷病等 100,000円	○遺族支援金 500,000円 ○重傷病支援金 150,000円	○遺族支援金 300,000円 ○重傷病支援金 100,000円 ○性犯罪被害支援金 100,000円
カウンセリング料	○健康保険適用後の医療に係る自己負担額及び自立支援医療制度を利用した後の自己負担額の全額 ○1回当たり5,000円を限度、1事件につき24回まで	委託事業として実施	○精神医療に係わる自己負担額の2分の1及び自立支援医療（精神通院医療）の申請に係る診断書文書料の2分の1とし、予算の犯罪内で支給	—	○実費額、利用1回当たり10,000円を上限 ○1人あたり1年につき12回まで
差額ベット代	—	—	—	—	—
転居費用	○転居に係る運送費用及び荷造り等のサービスに係る費用 ○1事件につき200,000円を限度とし、1回まで	○一事件に対して1回まで200,000円 ○転居先で二次被害又は再被害で再び転居が必要になった場合のみ2回まで	—	○1事件につき2回まで ○1回あたり180,000円を限度	○実費額、200,000円を一事件に1回まで
家賃補助	—	—	—	○費用の2分の1とし、1月あたり30,000円を限度 ○助成期間は1年以内 ○一事件につき1回まで	○1月あたり30,000円を上限 ○犯罪行為が行われた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過するまで
一時避難費	—	—	—	○最大7泊まで。 ○1人1泊あたり7,000円を限度	—
ホームヘルプ費用	—	○ホームヘルプ利用費用の9割を助成。生活保護世帯、住民税非課税世帯については10割助成 ○1時間当たり4,000円を上限	○サービス提供の為、金額無	○実費の2分の1で1時間あたり3,000円を限度 ○1時間を単位として25時間以内まで	○実費額、30分あたり1,500円を上限 ○72時間まで
一時保育費用	○一時保育の利用に係る費用の全額を対象 ○1回あたり3,000円を限度、1事件につき10回まで	○一時保育の費用の9割を助成。生活保護世帯、住民税非課税世帯については10割助成 ○1回あたり2,500円として利用した児童の数だけ	—	○実費の2分の1で1日あたり3,000円を限度。 ○5日以内	○利用1日当たり3,000円に子どもの人数を乗じた数 ○10日まで
教育関係費	—	—	—	○費用の2分の1とし、子1人当たり50,000円を限度	—

犯罪被害者等支援申請期間比較表

	大阪市	横浜市	名古屋市	神戸市	札幌市
申請期間					
見舞金	○犯罪等の被害を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病、性犯罪の被害が発生した日から7年を経過したときは申請できない ○令和2年4月1日以降に発生した犯罪被害を対象。	○犯罪が行われた時から1年を経過したときは、申請できない。 ○申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときはこの限りではない。	○犯罪行為が行われた時から、1年を経過したときは申請することができない。	○平成25年7月19日から施行し、平成25年4月1日以後に発生した犯罪被害を対象。	○犯罪行為が行われた日から起算して1年を超えない期間
カウンセリング料	○初診日から3年	委託事業として実施	○犯罪行為が行われた、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの間かつ初診日から30日以内で最終受診日から1年を経過すると申請できない。	—	○犯罪行為が行われた日から起算して3年を超えない期間
差額ベット代	—	—	—	—	—
転居費用	○犯罪等が行われた時から1年	○犯罪が行われた時から1年を経過したときは、申請できない。 ○申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときはこの限りではない。	—	同上	○犯罪行為が行われた日から起算して1年を超えない期間
家賃補助	—	—	—	同上	同上
一時避難費	—	—	—	同上	—
ホームヘルプ費用	—	同上	○犯罪行為が行われた時から1年を経過したときは申請できない。	同上	同上
一時保育費用	同上	同上	—	同上	同上
教育関係費	—	—	—	同上	—

他市確認事項

資料 4

	A市	B市	C市	D市
○見舞金等を支給する場合や犯罪被害者等として支援する場合、虚偽も考えられるので、犯罪被害の客観性をどのように担保しているか。	様式に「被害者及び申請者は、犯罪を誘発するような行為その他、責めに帰すべき行為は行っていません。」にチェック項目があり、被害届の受理番号を元に警察へ照会し、罪種などに違いがないことで客観性を担保している。	様式に「被害者及び申請者は、犯罪を誘発するような行為その他、責めに帰すべき行為は行っていません。」とのチェック項目があり、これに基づいて警察へ事実関係を照会し、客観性を担保している。	客観性については、警察への届出があるかなどで判断している。	警察への届出の事実確認と病院からの診断書などで客観的に判断している。
○特に性犯罪被害の取扱いをどのように捉えているのか。警察に被害届を出したくない人の場合、警察の相談記録など、どの程度の記録があれば支援の対象にしているか。	<ul style="list-style-type: none"> 被害届を警察に提出することが困難な場合は、死亡や入院など物理的に届出ができない場合を想定している。 性犯罪であっても警察への届出を必要としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害届を警察に提出することが困難な場合は、死亡や入院など物理的に届出ができない場合を想定している。 性犯罪であっても、警察への届出を必要としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 警察への届出を必要している。 性犯罪等も同様の扱いとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 警察への届出を必要としている。 性犯罪等も同様の扱いとしている。
○住民以外の情報はどのように得ているのか。	県警や被害者支援センターから情報提供を受けることがある。			
○被害者の住所地に条例が無い場合どのような対応を想定しているか。	被害者支援センターから、各県の被害者支援センターや該当の市町村の窓口へ連絡をすることがあるが、被害者が何の支援を求めるかによって対応が異なる。			
○市外の人への支援は行わないのか。	<ul style="list-style-type: none"> 市外の人へは相談・情報提供を行っている。 カウンセリング、法律相談、家事及び介護支援、一時保育支援は申請時に当市に住民票があれば支援を提供している。 見舞金、転居支援は被害を受けた時点で当市に住民票があれば支援を提供している。 			
○緊急避難・専門相談の対応については、犯罪の程度を問わないということによいか。	緊急避難・専門相談については、犯罪被害にあったことが確認できれば支援している。			
○見舞金や助成金の額を設定した根拠は。	他市の状況を参考に決定した。	他市の状況を参考に決定した。	他市の状況を参考に決定した。	他市の状況を参考に決定した。
○見舞金で事実上の婚姻関係や養子縁組は具体的に。また、同居は要件となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> 事実上の婚姻関係は、パートナーシップ証明制度や住民票の続柄が内縁の妻になっている場合などを想定している。 事実上の養子縁組については、事例が出れば個々に判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事実上の婚姻関係は、パートナーシップ証明制度をなど公的証明を受けている者や、生計など総合的に内縁の妻と判断できるもの。 事実上の養子縁組も総合的に判断できれば、具体的な想定については回答が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事実上の婚姻関係は、住民票で内縁の妻となっているだけでは不十分で、総合的に判断している。 事実上の養子縁組は、現時点で想定は難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事実上の婚姻関係は、住民票で続柄が内縁の妻となっていることや、電気・水道代など生計を同一にしていることなどで客観的に判断している。 D市はパートナーシップ制度が無い。 事実上の養子縁組については想定していない。

他市確認事項

	A 市	B 市	C 市	D 市
○生活保護者の見舞金等の支援に係る費用は収入認定されるのか。	条例や要綱制定前に生活保護担当との協議では収入とはしていない。	生活保護担当課の判断。	生活保護担当課の判断。	生活保護担当課の判断。
○精神医療費用助成で、カウンセリングのような保険適用外の場合、助成対象外か。	/	保険対象外のカウンセリングなどは助成の対象外としている。	保険対象外のカウンセリングなどは助成の対象外としている。	/
○精神医療費の申請で、初診日から3年以内とあるが、事件発生から初診日までの期限はあるか。	初診日の期限は特に無く、事件から何年経っていても申請可能である。			
○令和元年度の相談件数は。	公表不可。	公表不可。	公表不可。	公表不可。
○国外（日本の法律が及ばない場所）や飛行機・船（日本の法律が及ぶ）での犯罪被害の取扱い。	国外や飛行機・船舶だからといって、一律給付対象とはしていない。	国外だからといって、一律給付対象外とはしていない。	現時点では想定していない。	・日本国内と国外でも日本船舶・航空機内の犯罪被害も対象としている。 ・完全な国外は対象外としている。
○交通事故の取扱い。	・単なる交通事故は対象外で、無保険であっても政府保障事業を案内している。 ・危険運転致死傷罪については、支給対象となることもある。	原則対象外としている。自賠償などが無保険であっても、政府保障事業を案内している。	自賠償保険・自賠償共済からの保険金支払い対象外であれば、支給対象となることもある。	要綱に定める犯罪行為に、該当するものであれば対象としている。
○令和元年度・2年度の予算額とその内訳。	公表不可。	公表不可。	公表不可。	公表不可。

さいたま市犯罪被害者等支援条例（たたき台）

（目的）

この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、さいたま市（以下「市」という。）、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 関係機関等 国、埼玉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。
- (5) 市民等 市内に住所を有する者、勤務する者、在学する者又は市内で市民活動を行う団体をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う事業者及び犯罪被害者等を雇用する者をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。

（基本理念）

犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、平穏な生活を再び営むことができるよう必要な支援を途切れなく行うとともに、二次被害の防止に配慮するものとする。
- 4 犯罪被害者等の支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

（市の責務）

市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等のための施策を策定し、及び実施するものとする。また、その施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、協力するものとする。

（市民等の責務）

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性等についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとする。また、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の就労及び勤務、その被害に係わる刑事等に関する手続きに適切に関与することができるように、必要な各種手続等について十分に配慮するように努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

市は、犯罪被害書等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により被害に遭ったことにより直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談や必要な情報の提供及び助言を総合的にを行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給及び日常生活等の支援)

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給を行うこと。
- (2) 犯罪等の被害により日常生活を営むことが困難となった場合に、日常の家事に係る支援その他必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪等により受けた精神的な被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう必要な支援を行うこと。
- (4) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった場合に、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (5) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置その他必要な施策を行うこと。

(人材の育成)

市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修その他必要な施策を講じるものとする。

(民間支援団体への支援)

市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者への啓発活動等)

市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の可能性その他の犯罪被害者等に対する支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

市は、市が実施する犯罪被害者等支援施策について、犯罪被害者等や有識者及び市民からの意見を反映するよう努めるものとする。

(支援の制限)

市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切ではないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。

横山作成案

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市・市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的かつ計画的に推進し、及び犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益を保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 関係機関等 国、埼玉県、警察その他の関係機関、犯罪被害者等の支援を行う公共団体及び民間の団体その他犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。
- (5) 市民等 市内に住所を有し、勤務をし、若しくは在学する者又は市内で活動を行う個人及び団体をいう。
- (6) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の人々のうわさ若しくは中傷又はマスメディアの過度な取材・報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく被る、経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関する二次的な害をいう。

(基本理念)

- 第3条 1 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害したり、二次被害を生じさせたりすることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

- 4 犯罪被害者等の支援は、その犯罪等の種類や性質に鑑み、犯罪被害者等のプライバシーや心理状態に特段の配慮をするなど、適切に行わなければならない。
- 5 市、市民、事業者及び関係機関は、相互に連携し、及び協力して犯罪被害者等支援を推進しなければならない。

(市の責務)

- 第4条 1 市は、基本理念にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援並びに支援を行う人材の確保及び育成を図るため、必要な施策を策定し、及び実施しなければならない
- 2 市は、犯罪被害者等の支援が円滑になされるよう、関係機関等の連携及び協力しなければならない。

(市民等の責務)

- 第5条 1 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の心情を尊重するとともに、二次被害が生じることのないよう十分に配慮し、地域社会で孤立させないよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 1 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の心情を尊重するとともに、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その雇用する者が犯罪被害者等になったときは、事件後に必要な各種手続等について、十分配慮するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その雇用する者が犯罪被害者等になったときは、当該犯罪被害者等がその被害に係わる刑事に関する手続に適切に関与することができるように、その就労及び勤務について、十分配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

- 第7条 1 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行う。
- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談、情報の提供を総合的に行う窓口を設置し、窓口専ら支援を行う者を置く

(経済的負担の軽減)

- 第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金

の給付その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことに支障がある犯罪被害者に対し、家事、一時保育に要する費用、教育関係に要する費用の補助その他の日常生活を営むために必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保に向けた支援)

第10条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等の被害を受け取することを防止し、その安全を確保するため、一時保護、防犯対策に要する費用の補助、犯罪被害者等に係わる個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定に向けた支援)

第11条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合、転居に要する費用の助成、一時的な住居の提供、市営住宅への優先入居その他の必要な施策を行うものとする。

(雇用の安定に向けた支援)

第12条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を含める等必要な施策を行うものとする。

(精神的被害からの回復に向けた支援)

第13条 市は、犯罪等の被害を受けたことにより発生した精神的な被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう、関係機関等と連携し、及び医療費の助成その他必要な施策を行うものとする。

(市内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援)

第14条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被った場合には、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第15条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(総合的支援体制の整備)

第16条 市は、関係機関等と連携し、及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備するものとする。

(人材の育成)

第17条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第18条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わない場合)

第19条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(意見の反映等)

第20条 市は、本市が実施する犯罪被害者等支援施策について、犯罪被害者等、有識者及び市民からの意見を反映するよう努めるものとする。

附則 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 市は、この条例の施行後2年を目途として、被害の実情、支援の実情等を勘案し、施策のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて条例の見直しを行うものとする。